

## くしろ地域エネルギー地産地消ネットワーク設置要綱

### （目的）

第1 くしろ地域における再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの地産地消を進めることを目的として、くしろ地域エネルギー地産地消ネットワーク（以下「本会」という。）を設置する。

### （活動内容）

第2 本会では、くしろ地域におけるエネルギーの地産地消を進めるため、次の活動を行う。

- （1）エネルギーの地産地消に関する人的交流や地域間交流の促進
- （2）先進的な取組・技術に関する情報収集及びその普及促進
- （3）その他くしろ地域におけるエネルギーの地産地消の推進に必要な活動

### （構成）

第3 本会は、第1の目的に賛同する団体、個人、事業者等（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 本会に座長を置く。
- 3 座長は、本会を代表し会務を総括する。

### （運営）

第4 本会は、座長が招集する。

- 2 座長は、エネルギーの地産地消の推進に関し必要なときは、会員以外の者に本会への参加を求めることができる。
- 3 エネルギーの地産地消に関し、専門的な事項を調査検討するため、必要に応じ部会を置くことができる。部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### （幹事会）

第5 本会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、座長及び座長の指名する者をもって構成し、本会及び部会の運営に係る調整にあたる。

### （事務局）

第6 本会の事務局は、北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課におく。

### （その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年2月25日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。